

江別市本庁舎建設専門会議設置要綱

(設置)

第1条 本庁舎の整備等に関し、専門的な立場から有識者の意見及び助言を求めるため、江別市本庁舎建設専門会議（以下「専門会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門会議は、次に掲げる事項について意見を述べ、及び助言を行うものとする。

- (1) 本庁舎の整備に係る基本設計に関する事項
- (2) その他本庁舎整備に関し必要な事項

(組織)

第3条 専門会議は、委員4人以内をもって組織する。

- 2 委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから市長が委嘱する。
- 3 市長は、委員が欠けたときは、その委員の属する分野から新たな委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する専門会議の所掌事項が終了する日までとする。

(会長)

第5条 専門会議に会長を置き、委員のうちから委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、専門会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議事進行は、会長が行う。
- 3 会長は、必要に応じて職員又は関係者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 会議は非公開とする。

(庶務)

第7条 専門会議の庶務は、総務部庁舎建設推進室において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門会議の運営に関して必要な事項は、会長が専門会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。